

第29回介護保険部会(8月23日)傍聴記

【介護保険制度改定大討論】

平成22年度上期「西武環境保全活動助成金」募集のご案内

## 緊急報告

### 第29回介護保険部会(8月23日)傍聴記

#### 提案

厚労省が準備した論点は、「新成長戦略等を踏まえ、介護と医療・看護との連携を図りつつ、24時間地域巡回型訪問サービスの創設、レスパイトケアの拡充(お泊まりデイサービスの創設等)、小規模多機能型居宅介護の普及、複合型事業所の創設等を行っていくべきではないか。」「在宅中重度要介護者の増加や在宅看取りを推進するため、訪問看護の提供量の確保が重要であり、サービス必要量の見込みを勘案し、地域ごとに必要な看護師確保することが必要ではないか。」「訪問看護ステーションは、経営安定化・効率化のため、大規模化を図る必要があるのではないか。」「訪問看護と介護の連携を進めるべきではないか。」「中重度者に対する、宿泊サービスの提供について検討してはどうか。」「訪問リハビリテーションは十分に提供されているか。」

また、適切に通所リハビリテーションを提供するためには、通所介護と通所リハビリテーションの再編を図る必要があるのではないか。」「前回改正において、要支援者に対する予防給付及び特定高齢者対策としての介護予防事業が創設されたが、これらをどう評価するか。」「軽度者について、生活機能向上に資する生活支援へのニーズをどう考えるのか。また、軽度者への支援について、介護保険給付、地域支援事業、介護保険外サービスの役割をどう考えるのか。」「要支援者等の軽度者へのサービスについては、現行どおり保険給付として充実すべきとの指摘がある一方、制度の持続可能性確保の観点から保険給付は重度者に特化すべきとの指摘があることについて、どう考えるか。」「見守り・配食サービス、生きがい推進サービス等の要支援者、介護予防事業対象者向けの総合的なサービスを検討すべきではないか。また、保険者の判断により様々な生活支援サービスを提供できるような枠組みが考えられないか。」

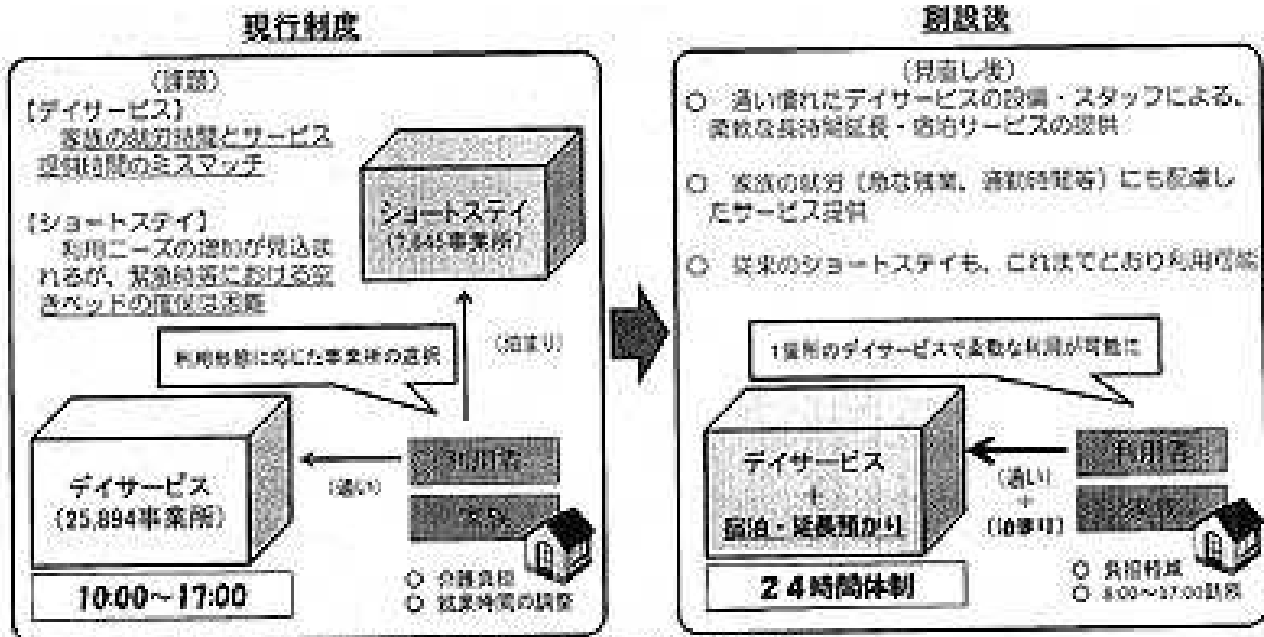
および地域包括支援センターの機能強化に当たっての論点で、指摘されている課題への対応方針案として「地域包括支援センターが、医療機関、インフォーマルケア等も含めた地域のネットワークを円滑に構築できるよう、環境整備を行う。」「委託型の地域包括支援センターの運営に当たり、保険者が運営方針を明示することとする。」「介護予防支援業務(要支援者に対するケアプラン作成)について、市町村・地域包括支援センターの主体的判断に基づき、委託可能とする。」という内容でした。

#### 意見交換

軽度者に対する生活援助の提供時間が、重度者に対するそれより相対的に短いという配布資料に対して、「重度者への身体介護には時間がかかり限度額との兼ね合いを考えれば、生活援助に充てられる時間は限定的になって当然」「認知症の利用者に対してのサービス提供は相性にも配慮しなければならないので、巡回型では無理」という24時間地域巡回型訪問サービスへの反対意見が出ましたが、すべての方が24時間型に切り替わるものではないとの事務局回答がありました。滞在型と巡回型からの選択提供が可能な制度にはなるのでしょうか、介護報酬の検討段階で巡回型への誘導が図られる可能性が高いと考えるべきではないでしょうか。お泊まりデイサービスの創設については、事務局

より図が示されました。

この新サービスは端的に言えば宅老所制度化という一面があります。日頃通いなれたデイサービスで必要な時に、時間延長・宿泊のサービスが受けられるので、小規模多機能型より機動的な対応が期待できますが、制度化に際して「不正な使用を事前に防ぐ」という名目で行われる規制や、介護報酬の設定時に利用者にとって使い勝手の悪いものにならないよう見守っていく必要があります。



(資料出所) 事業所数については、厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成22年5月調査分)

梶田和平委員からは、「特別養護老人ホームの待機者がデイサービスで1カ月宿泊しているケースもある」と利用者の宿泊が常態化することを危惧し、「同案は小規模多機能型居宅介護事業所の“訪問”がないだけで“通い”と“泊まり”は共通だ。介護報酬的にも定額制の小規模多機能型との整合性はとれるのか」との指摘がありました。

地域包括支援センターについては、ケアマネジメントオンラインが詳しく報告しています (<http://www.caremanagement.jp/news+article.storyid+7860.htm>) ので、こちらをご覧ください。(福原秀一)

## 【介護保険制度改定大討論】

### 形骸化した老人福祉法と介護保険システムの 検証を同時にやるべきだ！

NPO法人東京山の手まごころサービス  
代表理事 小西 伸彦

今、一番問題なのが、国も保険者である自治体も介護保険10年の検証をしていないことだ。この10年間で、競争原理の弊害や、社会保険方式と市場原理によるサービス提供の仕方がそぐわない人が増加しているのが今の福祉現場の実情だ。

中でも2005年の改正で本来は老人福祉法でやるべき事業の大半は介護保険の事業に吸収され、それに伴う予算の大半が介護保険財源に移った。憲法25条、13条を具体化する各福祉法は際立った議論のないまま、実績として縮小にむかっているのが現状だ。

まず、第一に介護保険制度最大の矛盾点は、介護予防を含む「地域支援事業」だ。これは基本的には介護保険の範疇ではない。それぞれの自治体での実情を見ても介護予防の効果が上がっているものなんかほとんどないといっても過言ではない。事業仕分で見るとしたら絶対あれは要らないとなるのではないか。首都圏のある自治体の介護保険課長の言によると「地域支援事業は麻薬がマリファナみたいな事業だ。必然的に増加していったその恩恵ってすごい。給付費の3%って無限に広がって

いくわけです」と公言している。

また、今の虐待や認知症の予防ケア、特定高齢者の抽出作業、居場所づくり、高齢者見守り活動などなんかは本来的福祉制度の話であり、老人保険事業でとりつづいたものを地域支援事業の名前でやっているというだけのことである。介護予防とは、そもそも介護保険でやるべきなのか？介護事故に落ちた時に支払われるのが保険制度だからそれから言うと、予防と言うのは介護事故に落ちていないわけだから、この分野は老人福祉法なりで対応すべきものである。

第二は、形骸化した老人福祉法、縮む老人福祉の問題だ。

老人福祉法は介護保険法と本質的に異なる。例えば、権利について老人福祉法では生存権や基本的人権が位置づけられているが、介護保険法では、保険料を支払うことで与えられる権利になる。現場で深刻に感じることは、年々福祉制度が弱体化、縮小化していることだ。2005年の改正以後介護保険にかなりいろいろなことを盛り込ませ、介護保険でやらなければいけなかったもの以外の内容を吸収させたのではないか。今までの老人福祉という分野が空っぽになってしまった感さえある。

老人福祉が公的責任から自己責任に委ねられた結果発信される現実を深刻に受け止めなくてはならない。形骸化がすすんでいる老人福祉法だが、次の改正の時は介護保険改正と老人福祉法改正を二つの柱として、介護保険でやるべき部分、と老人福祉法でやるべき部分を今一度同じテーブルに載せて事業仕訳を行いながら、二つの改正を同時に実行することを提言する。

最後に、2010年3月に発表された「地域包括ケア研究会」の報告書は、来年の介護保険制度改正の青写真になると云われている。その中では、特に日常の生活支援は地域の中で自助、互助で支え合うべしと明記された。家事援助など多様な生活支援サービスは自治会、NPO、住民が積極的に支援すると明記されている。しかし、公的な社会福祉で地域の土台がしっかりないところではボランティアや互助は発揮されない。それを支えるしっかりした基盤が必要だ。高齢者が身体が弱くなっても、病気になっても安心して生きていくことができる生活基盤は国が再構築しなければならない制度ではないか！人は穏やかに天寿を全うしたいと願う。この報告書には、人生の最後を地域で安心して死を迎えるという視点がなく、ある種「強者」の論理を感じるのは私だけではないと思う。

## 平成 22 年度上期「西武環境保全活動助成金」募集のご案内

地域の環境問題に取り組む NPO 法人等の活動支援を行うため、下記ご案内の通り環境保全活動助成金の募集を行います。「地域の方と一緒に、環境保全活動を行いたい！」「助成を受けて、活動の幅をもっと広げたい！」とお考えの NPO 法人等のみなさまからのご応募をお待ちしています。

受付期間 平成 22 年 7 月 12 日(月)～平成 22 年 8 月 30 日(金)

助成総額 150～200 万円程度

助成先 8～10 団体程度

助成活動期間 平成 22 年 10 月～平成 23 年 5 月に行われる活動に対しての助成金です。

助成金額 1 団体につき上限 20 万円とします。

(活動費総額の 80%以内、1 万円単位)

1 つの団体が複数の活動について助成を受けることはできません。

助成活動費総額が 10 万円以下の場合、活動費総額まで助成いたします。

対象となる団体 環境保全活動を営み、以下の条件を満たす NPO 法人等とします。

NPO 法人の登記住所および活動エリアが所定の地域内であること。

広く地域の方から環境保全活動への参画を希望していること。

環境保全活動を継続して 2 年以上行っており、次年度以降も活動する見込みがあること。

本助成金の応募用紙、および添付書類を完備し提出できること

詳細はこちらから・・・[http://www.seibushinkin.jp/outline/npo\\_josei\\_2010.htm](http://www.seibushinkin.jp/outline/npo_josei_2010.htm)

**この Fax 通信は下記の団体・法人のご支援で発行しています。**

介護サービスさくら おもいやり支援センターくまの グリーンコープ たすけあい佐賀  
全労済 宅老所を全国に広める会 コミュニティシステム合同会社